

決裁区分	部長	課長	課長代理	担当	起案	分類	0・2・4
丙	栗原	志村	志村	久保谷	久保谷	起案	28・1・12
						決裁	28・1・12
						施行	・

秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会		
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 27 年度 第 2 回 シンボル事業③推進 プロジェクトチーム		
	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 ワーキンググループ		
開催日時	平成 28 年 1 月 8 日 (金) 午前 10 時 0 分 ~ 午後 0 時 0 分		
開催場所	議会第 3 会議室		
出席者	くらし安心部長	福祉部長	こども健康部長
	財務部長	政策部長(チームリーダー)	
	事務局	公共施設再配置推進課長	公共施設再配置推進課主査
議 題	1 小規模地域施設の無償譲渡に関する要綱(案)について		
配付資料	資料 小規模地域施設の無償譲渡に関する要綱(案)		
会 議 結 果			
① 無償譲渡の考え方に基づき、要綱(案)について検討してきたい。			
② 前回も述べたが、市が経費が出せないから維持ができない、だから自治会へ負担を付け替えるといった短絡的な考え方だけでは理解が進まない。そうではない理由を目的に載せるべきだ。			
③ 4条の自治会館の定義については、自治会が所有する会館で、自治会への補助金からみても、なんら制限がない。なお、活動についても、自治会の総会によって決まった活動が自治会活動であり、なんら定義できるものではない。利益を得る活動も自治会の総意であれば自治活動となるということである。したがって、公益事業の実施という条件について、自治会が公益事業を行うとしても、それは自治会活動の範疇となることから、無償譲渡の定義から、公益事業の条件を外した方がわかりやすい。			
④ 5条の手続きについては、相手方からの申し出により進められるが、再配置計画推進会議を招集し、協議・検討を重ねた中で、進めることとされたい。			
⑤ 7条の施設運営の試行については、必要に応じて、全ての施設を試行することとする。			
⑥ 9条の機能維持の期間については、自治会館建設補助金においては、建設後のチェック機能について定められていない(補助金交付規則に基づくものと解釈している。)。この方針においても、自治会にそのような負担をすべきではないものとする。機能の維持についての考え方は理解するが、チェック機能については、条件の中の一般的な約束事とし、自治会館建設補助金と同等の内容とすべきである。			
備考			